



広報みなみあそ

8
2021
Vol.197

～トピックス～

- 特集 世界文化遺産を目指す阿蘇2 ②
- 水・環境課からのお知らせ ⑥
- コロナに関する税金・料金の猶予や減免 ⑩
- 全国のモデルになる中山間地域づくり ⑪

短冊に願いを込めて

7月1日から7日の間、南阿蘇鉄道の各駅舎にて「たなばたステーション」のイベントが開催されました。やさしく光る短冊で作られた七夕飾りには南阿蘇鉄道の全線復旧への想いが綴られました。写真は白川水源駅での様子です。

写真提供：南鉄復旧支援対策実行委員会

南阿蘇村民憲章

私たちは、多様性を認め合いみんなが誇れる南阿蘇村をつくるため、この憲章を定めます。

みずと緑あふれる美しい自然を愛し、守ります
ながい歴史により育まれた伝統や知恵を受け継ぎ、伝えます
みんなで描く豊かな未来、やさしさにあふれた村を創ります
あその自然と共に営む暮らしを大切に、活力ある村を築きます
そして、いつも心に蘇る、私たちのふるさと南阿蘇

～特集 世界のASOを目指して～ 世界文化遺産を目指す阿蘇 (第2回)

7月号では、世界文化遺産とは何か、どのようなものがあるのかを紹介しました。

「阿蘇」が世界文化遺産登録を目指すためには、国・県・関係市町村の努力はもちろんですが、そこに実際に住まれている住民の皆さんの協力も不可欠です。

そこで、今回は「阿蘇」が世界文化遺産を目指すに至った理由とその見通しなど、住民の皆さんに知っていただきたいことについて紹介します。

世界文化遺産登録を目指す「阿蘇」のこれまでの歩み

- ①2003年度、環境省・林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において候補地国内19カ所に阿蘇山が選ばれる(世界最大級のカルデラとして評価)。しかし、人の手によって環境が改変(農地・宅地開発などで)されてきたことで、**自然遺産としての要件では登録が困難**であるとの判断になる。だが、同時に文化遺産という面から見たら「人の手が入ることで維持されてきた自然」ということが逆に評価点になるのではないかという専門家からの意見が出たことから、「阿蘇」は**文化遺産として世界遺産登録を目指す**ことになった。
- ②2007年に文化庁が世界文化遺産暫定リストへの追加候補を公募したことに伴い、熊本県と阿蘇郡市7市町村が文化庁へ提案書「阿蘇－火山との共生とその文化的景観－」を提出。
- ③2008年の文化庁による国内暫定リストに追加記載すべき資産選定の結果、リストへの追加はならなかったが、次点では最も評価が高い「カテゴリーI a」に位置づけられる。
- ④2009年、熊本県と阿蘇郡市7市町村による「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」を設置。
- ⑤2013年、米塚および草千里ヶ浜が「国名勝及び国天然記念物」に指定される。
- ⑥2017年、阿蘇郡市7市町村の草原が「阿蘇の文化的景観」として重要文化的景観に選定される。2021年には阿蘇市の草原を追加選定。
- ⑦2020年に熊本県と阿蘇郡市7市町村が文化庁へ提案書(2回目)「阿蘇カルデラ－巨大なカルデラ火山を極限まで利用した文化的景観－」を提出。



「国名勝及び国天然記念物」の草千里ヶ浜(写真上、大字中松)と米塚(写真下、阿蘇市)



野焼きの様子、カルデラ火山と人との共生が世界文化遺産登録の要

世界文化遺産の登録基準と「阿蘇」

世界文化遺産に登録されるためには、以下の6つの登録基準のどれか1つ以上に合致する必要があります。

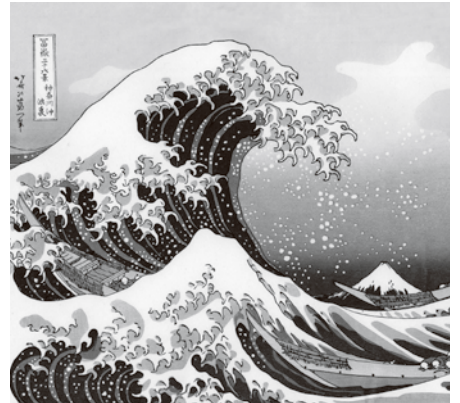
- (1) 人間の創造的才能を表す傑作である。
(例：姫路城、厳島神社)
- (2) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
(例：石見銀山遺跡とその文化的景観)
- (3) ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
(例：長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産)
- (4) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
(例：法隆寺地域の仏教建造物)
- (5) 伝統的居住形態もしくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。または、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。
(例：白川郷・五箇山の合掌造り集落)
- (6) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある。
(例：富士山—信仰の対象と芸術の源泉)



(3) 大浦天主堂 (長崎県)
潜伏キリシタンが密かに信仰を続けるなかで育んだ世界に類を見ない独特の文化的伝統



(5) 五箇山の合掌造り家屋 (富山県)
一部地域にしか存在しない特異な住居形式



(6) 『富嶽三十六景 神奈川沖浪裏』 葛飾北斎作
富士山が欧州の芸術分野に大きな影響を与えた一因となった作品

また、以上の6つの登録基準のなかで「阿蘇」が合致し得るものは、以下の理由で(3)と(5)であると検討されています。

- (3) 「阿蘇」は、活火山を持つカルデラという地形的制約のなかで、稲作と放牧が分かち難く結び付いた日本の集約的な農業(稲作・採草)の伝統が、カルデラという特異な地形に展開した特徴的な文化的景観であり、**現在もなおその伝統と歴史を伝承している**希有な存在である。



あか牛の放牧風景
(大字中松)

- (5) 「阿蘇」は、活火山を持つカルデラの**土地利用を極限まで進める**というカルデラにおける集約的農業、湧水・伏流水を利用してきた水の利用、草の道を利用した採草・野焼きの草地管理、火山信仰および開拓に関わる固有の伝承・祭事との融合のプロセスを表している。それは阿蘇火山と人間との相互作用(共生)の歴史が明瞭に刻まれた文化的景観である。



阿蘇の農耕祭事
(阿蘇市)
提供元：阿蘇世界文化遺産推進室

世界文化遺産と阿蘇について聞いてみた

世界文化遺産を目指す阿蘇の現在の状況などについて、熊本県文化企画・世界遺産推進課の担当者に多くのことを教えていただきました。下記のとおりQ&A形式にて紹介します。

Q1 「阿蘇」が世界文化遺産を目指すことができる要因(強み)とは

阿蘇の世界遺産としての価値(顕著な普遍的価値)は、「世界最大級かつ形状の明瞭なカルデラ火山を人間が極限まで利用したことにより形成された壮大な文化的景観」(この文言については、学術委員会で検討を続けており、今後変更される可能性があります)であるとしています。これは、カルデラ地形の土地利用および火山信仰の両面から比類のない文化的景観であり、これまでの世界遺産にはない唯一無二のものとなります。

Q2 「阿蘇」が世界文化遺産に登録されるための課題は

【阿蘇の世界的な価値の証明】

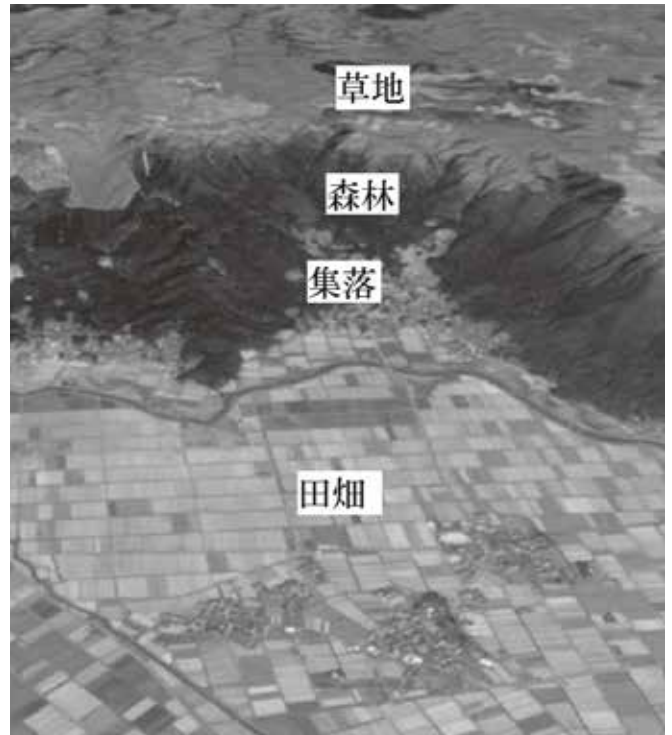
阿蘇の価値を国内的な視点にとどまらず、世界でも唯一無二の価値があることを学術的に証明できることが求められています。これに対して阿蘇世界文化遺産登録推進協議会では、今年度、海外の専門家をオンラインで招聘して国際専門家ワーキンググループを開催する予定です。世界中の世界遺産を知り尽くした海外の専門家から見た阿蘇の価値について検討をおこなっていきます。

【資産の保存】

世界遺産に登録されたら、世界遺産の範囲や周辺の問題を管理していくことが求められます。特に阿蘇では、カルデラ地形と対応するように、**草地(高地)ー森林ー集落ー田畑(低地)**からなる**垂直方向の土地利用方法**がカルデラの全域に展開することが価値とされているため、草地について文化財保護法の「重要文化的景観」の選定を受け、市町村で文化的景観保存計画を策定するなど、資産の保存をおこなってきました。

地元でも、牧野組合や野焼き支援ボランティア、研究者、行政などが協働して草地の維持・再生を進めており、人々の生業による土地の利用が今後も続けられていくことが資産の保存の重要なポイントとなります。

さらに、既登録の世界遺産では、ユネスコから景観の保存を厳しく求められていることから、令和2年1月に知事と阿蘇郡市全市町村長が「『阿蘇』の景観を守る宣言」をおこないました。人々を魅了する眺望を著しく傷つける可能性のある大規模太陽光発電施設などの開発行為や施設整備などについては、市町村が策定している景観条例・景観計画の開発行為や施設整備などの届出に係る事前調整を積極的におこない、可能な限り景観に配慮するよう調整していくことが課題です。



垂直方向の土地利用イメージ図
写真出典：「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書

地形に応じた垂直的土地利用

草地

農業に利用する牛馬の餌や草肥の原材料を得る場所
※水田には適さず、森林にしても薪炭の運搬には遠い

森林

薪炭や建材を得るための場所
※斜面地のため草地・水田には適さない

集落

湧水があり集落形成に理想的
※完全な平地ではないため田畑には多少不向き

田畑

豊富な湧水・伏流水が存在し田畑には理想的
※他の土地利用にはもったいない場所

「阿蘇」は古来からカルデラ火山の地形的特性に応じた適材適所の土地利用を伝統的にこなしてきました

Q3 世界文化遺産に 登録されることの意義とは？

まず、世界遺産の目的は、遺産を保護し、将来世代へ確実に継承していくことです。

それから、世界遺産という世界的な観点からの顕著な普遍的価値があるものに登録されることは地域の人々にとっての誇りとなり、世界遺産を活用した地域活性化も期待でき、地域の魅力増進にもつながります。

「阿蘇」の登録を推進することにより、まず、先祖代々の生業により田畑や草原、森林を保全し続けてきた阿蘇の人々が世界的に評価され、地域住民の誇りにつながると考えられます。災害が発生した場合などには、復旧・復興の拠り所として文化遺産が心の支えや支援の名目になることも考えられます（近年では、沖縄県の文化遺産である「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産の一つの首里城が2019年の火災被害を受けた際に、世界遺産という知名度が助けて世界中で大きく報道され、多額の支援金が集まりました）。



農家の皆さんの
日々の営みも
世界文化遺産登録へ
大きく貢献しています

Q4 世界文化遺産に 登録されることで得られる効果は？

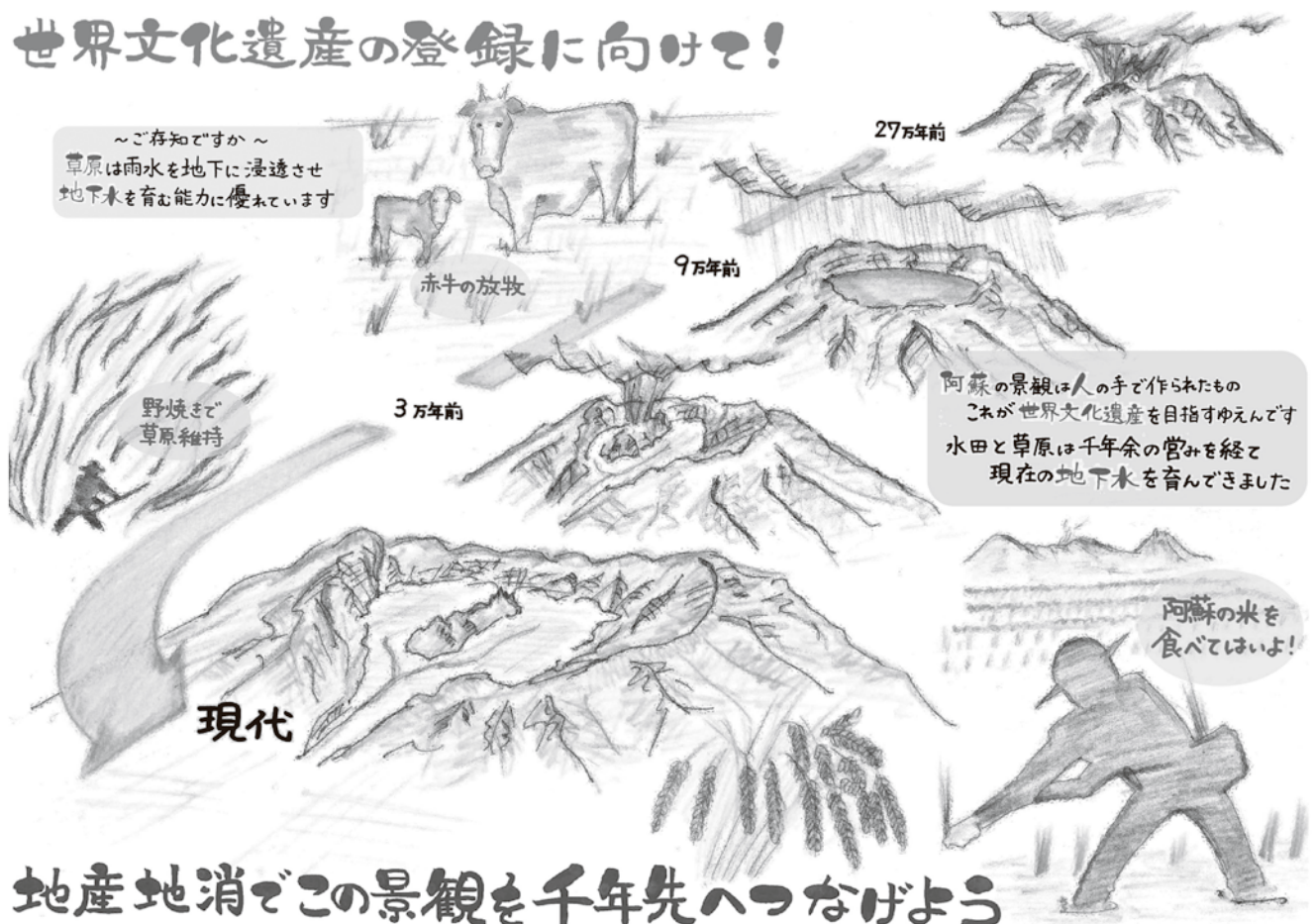
地域の魅力増進や世界遺産登録による知名度向上の結果、交流人口の増加も見込まれます。平成27年に本県初の世界文化遺産登録が実現した「万田坑」では、登録直後に前年度比5倍の観光客が訪れました。また、平成30年に世界文化遺産に登録された「天草の崎津集落」においても、登録以降は前年度比2倍以上の観光客が訪れています。来訪者の増加は新たな雇用の創出を生み、地域が抱える諸課題の解決にもつながると考えます。世界遺産の持続可能な保存・活用が、ひいては、地域社会の持続性に寄与することが期待されます。

Q5 「阿蘇」が世界文化遺産に登録される ために一人ひとり（住民）が 出来ることはあるか？ または、すべきことは？

- 阿蘇について学び、学んだ内容を家族や友人に伝える
- あか牛などの阿蘇の農産品を食べて、農業を応援する
- 野焼き支援ボランティアに参加する
- 農業に携わる（営農を継続する）

簡単なことでも、自分のできることを実践し、多くの人々と共有し正しく伝え続けていくことが阿蘇の世界文化遺産登録に向けての大きな一歩となります。

世界文化遺産の登録に向けて！



地産地消でこの景観を千年先へつなげよう

水・環境課からのお知らせ

〈問い合わせ〉水・環境課 環境保全係 TEL (67) 3176

水・環境課は令和3年度より環境対策課から課名を改め、環境政策全般に加え上下水道整備や地下水保全政策について取り組んでいます。

水・環境課で推進している補助金事業と住民の皆さんに知っていただきたいこと、お願いなどについて次のとおりお知らせします。

【水・環境課で取り組んでいる主な事業】(事業の詳細については水・環境課へお尋ねください)

補助対象事業	補助対象者 (申請できる人)	申請の条件及び補助対象機器など	補助金額
ごみステーション 設置費用補助金	行政区長 自治会、住民グループの代表者	近隣5戸以上で共同使用すること(行政区以外の場合) ※個人への補助ではないため、共同使用することが条件となります。 ※住民登録を有する5戸以上となります。	設置:経費の1/2、 上限5万円 改良:経費の1/2、 上限2万円
生ごみ処理容器購入 費補助金	南阿蘇村に居住し、 かつ、住民基本台帳 に記載されている人	コンポスト容器およびEMバケツ	上限5千円(100 円未満の端数は切り捨て)
生ごみ処理機購入 費補助金	南阿蘇村に居住し、 かつ、住民基本台帳 に記載されている人	村税および国民健康保険税などの滞納がないこと(転入者は従前の住所地において滞納がないこと) 以前に補助を受けた人は、当該年度の3月31日から5年を経過していること	購入代金の1/2、 上限3万円(千円 未満の端数は切り捨て)
バイオマス燃料燃 焼機器設置補助金	個人住宅・事業所等 (別荘は除く)に、 新たに薪ストーブな どを設置する人で、 当該補助金を一度も 受けていない人	二次燃焼以上のシステムを有している薪ストーブ等の本体および煙突資材購入費(中古品は対象外)	本体などに係る購入 費の1/2以内、 補助限度額10万 円(千円未満の端 数は切り捨て)

ごみ出しのルールを守りましょう

最近、ごみ出しのルールが守られていない「ごみステーション」が見受けられます。「ごみステーション」は地域で利用する場所です。次のとおりルールを守りましょう。

- 決められた曜日、時間を守りましょう。
- 指定されたゴミ袋で出しましょう。
- きちんと分別しましょう。

指定日以外のごみ出しは、小動物に荒らされるなどで他の使用者の迷惑になります



ごみの直接持ち込み・戸別収集について

- 粗大ごみ、家電リサイクル対象品等の直接持ち込み・戸別収集(要予約)については、事前に南部中継基地へ連絡をしてください。
- 引っ越しなどで一時的に大量に出る粗大ごみはごみステーションでは対応できませんので、南部中継基地へ直接搬入してください。

南部中継基地 TEL(62) 0719 戸別収集(予約) TEL(63) 1153

水道の使用・料金などについて

水道の使用開始・中止に伴う手続き

右のような場合は、必ず水・環境課水道係への連絡と申請をしてください。(手続きがなされない場合は水道使用者にとって不利益が生じることがあります)

水道の使用を開始するとき(開栓)	水道の使用開始1週間前までに要申請
水道の使用を中止するとき(閉栓)	水道の使用中止1週間前までに要申請
水道の名義人を変更するとき(変更)	水道使用者の変更が分かり次第早期に要申請
水道の使用を止めるとき(廃止)	水道の設備を撤去する場合には事前に要申請

【各種申請方法】

水・環境課窓口での申請が必要となりますが、遠方の場合はFAX(67)2073での申請も受け付けております。各種申請様式や詳細などは村ホームページを確認してください。

水道料金の減免制度について

【減免申請方法】

申請書類に漏水箇所の写真と修繕が完了したことのわかる資料(領収書等)を添えて、水・環境課水道係まで提出してください。水道料金の減免対象となるかを判断して、減免の手続きをおこないます。

【減免の対象とならないもの】

- ・蛇口の閉め忘れなどの使用者の不注意によるもの
- ・使用者の管理不足による給水装置からの漏水
- ・過去に減免申請をした同一箇所による申請



水道各種申請



水道料金の減免

9月1日から地下水採取の規制地域が拡大されます

これまで、熊本名水百選選定湧水地(お池水源および塩井社水源を含む)を中心に半径300m以内を地下水採取禁止地域に、白水地区の一部を地下水採取規制地域に設定して地下水の保全をおこなってきましたが、

令和3年9月1日から規制地域を村内全域(禁止地域を除く)に拡大します。

以下の地下水採取の場合には、許可申請が必要になります。

【許可申請が必要な地下水の採取】

用途別地下水の種類	揚水機の吐出口パイプ口径
工業用水	1.96インチ(4.92センチメートル)を超えるもの
建築物用水	1.96インチ(4.92センチメートル)を超えるもの
農業用水	3.14インチ(7.98センチメートル)を超えるもの
その他用水	1.96インチ(4.92センチメートル)を超えるもの

※以下に該当しない場合であっても、村内で揚水機を設置しようとする場合には全て村への届出が必要です。

※3.14インチ(7.98センチメートル)を超える揚水機(12.61センチメートル)を超える揚水機(かんがい用を除く)の設置は、県への許可申請が併せて必要になります。

地熱発電所が建設されます

旧阿蘇観光ホテル跡地の地熱発電開発につきましては、平成27年度から調査がおこなわれ、熊本地震で一旦中断されましたが、地震後は復興のシンボルとして計画が進められてきました。これまで、有識者などで組織する阿蘇山西部地域地熱資源活用協議会で、地熱資源の資源量調査、掘削、噴気試験などについて審議が重ねられ、今年4月末に発電所の建設に関する最終意見書が村に提出されました。これに基づき交付された村の同意を受けて、今年度から「株式会社南阿蘇湯の谷地熱」により、発電所の建設が開始されます。

発電開始(試運転を含む)は、令和4年12月の予定です。発電開始後は、地熱発電所見学が可能な新しい観光名所としての活用も検討されています。

国は、2050年までにCO₂排出実質ゼロを掲げているため、村は今後一層のCO₂排出量削減の取り組みを強化していく必要がありますが、地熱発電は、CO₂排出量削減に大きく寄与することが期待できます。

※「株式会社南阿蘇湯の谷地熱」は、株式会社フォーカス、株式会社レノバ、デナジーサーマル株式会社の3社により設立されたSPC(特別目的会社)です。

水道料金の見直しについて

水道は、生活に欠かせない「水」を住民の皆さんに届ける重要なライフラインです。本村の水道事業は、安全・安心な「水」を安定的に供給できるよう、水質の管理や水道管の整備更新など、さまざまな事業に取り組んでいます。近年は、熊本地震の影響により、一部の地域で断水や水の濁りが発生し、大変ご迷惑をおかけしていますが、改修などの対応を進めています。また、今後は水害・地震などの災害への対策も進めていく必要があります。

水道事業は独立採算制のため、運営費や建設費は皆さんから頂いた税金ではなく、水道料金収入で賄わなければなりません。人口密度の小さな本村においては、水道料金だけで、賄うことができません。このため、毎年、使用料で賄うべき費用の4割程度を普通会計予算から繰り出しています。また、現行の水道料金体系は、旧村のままの料金が新村に引き継がれており、旧村ごと（または集落ごと）に異なった料金体系となっているため、水道料金負担が公平になっていない状況です。

このようなことから、施設の更新や災害対策を進め、また、地域ごとに異なる水道料金の算定方法を統一することを目的とし、水道料金改定について検討させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

現在、令和3年6月に設置した上下水道事業審議会へ、水道料金の算定方法などについて諮問をおこなっています。審議会から答申書が提出された後は、答申に基づいて水道条例改正案作成し、議会に提案いたしますが、条例が可決された場合には、令和4年4月利用分から新しい水道料金が適用されますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

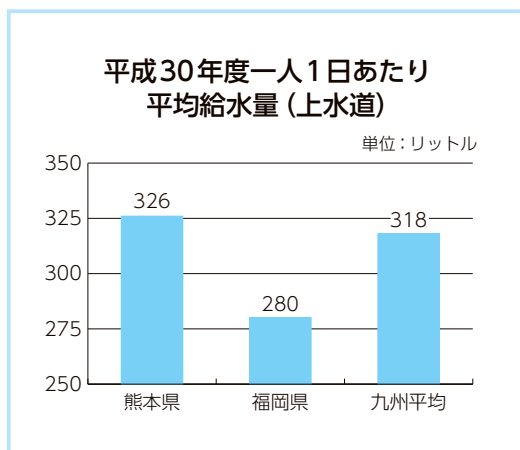


7月12日に役場庁議室にて開催された上下水道事業審議会

「節水がんばるモン」キャンペーン実施中

水は私たちの生活に欠かすことのできない、貴重な限りある資源です。水の恩恵を受け続けていくためには、利用者である私たち自身が水を守っていかなければなりません。水を守るために誰もができる行動、それは「節水」です。

熊本県における上水道の供給量を見ると、1日に平均で1人あたり326リットルで、他県と比較すると、九州各県の平均より約8リットル、福岡県より46リットルも多くなっており、まだまだ節水の余地があると言えます。



©2010熊本県くまモン
水の国くまもと

節水を習慣に



蛇口はこまめに締める・出しすぎない

漏水のないようチェック

おすすめの節水方法などの
詳しくは村ホームページを
ご覧ください



村HP

熊本県下で大規模接種が始まります

8月2日(月)から熊本県内全域を対象とした県民広域接種センターが設置されます。特に、仕事などで平日の昼間に接種が受けにくい人などを対象に開設されます。

ワクチン廃棄防止のため、村内接種予約との二重予約にはご注意ください。

■開設期間

8月2日から11月末(予定)まで

■接種会場

グランメッセ熊本(熊本県上益城郡益城町福富1010番地)

■予約方法

インターネット予約のみ

「県域広域接種センター予約サイト」

<https://jump.mrso.jp/kumamoto/>



■接種期間

	1回目接種	2回目接種
第1期	8月	9月
第2期	10月	11月

※接種間隔は4週間程度です

■接種時間

[月曜日から金曜日]の午後6時から9時(最終入場時間8時30分)まで

[土曜日・日曜日]の正午から午後6時(最終入場時間5時30分)まで

■使用予定ワクチン

武田/モデルナ社製(18歳以上対象)

■問い合わせ先

県民広域接種センターコールセンター

Tel.096(213)1800

[月曜日から金曜日]の午前9時から午後9時まで

[土曜日・日曜日]の午前9時から午後6時まで

※こちらの電話番号での予約はできません。

南阿蘇村職員採用試験のご案内

1. 第1次試験日 9月19日(日)
2. 第1次試験会場 熊本県立阿蘇中央高等学校(阿蘇校舎)
阿蘇市一の宮町宮地2460
3. 受付期間 8月13日(金)まで
【窓口】土・日曜日、祝日は除く午前8時30分から午後5時まで
【郵送】8月13日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます
4. 試験区分、受験資格など



区分	職種	採用予定数	受験資格	勤務先および職務内容
高等学校卒業程度	一般事務	1人程度	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人	長部局または教育委員会などに勤務し、一般事務に従事します。
高等学校卒業程度障がい者対象	一般事務	1人程度	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で下記の①から③の要件のいずれかを満たす人 ①身体障害者手帳の交付を受けている人 ②都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	

5. 申込用紙など 試験案内と申込用紙は、役場総務課に用意しています。また、村のホームページからもダウンロードできます。

※1次試験の合格者は、10月下旬から11月中旬(予定)に2次試験を実施します。

※新型コロナウイルス感染症の影響で変更となる場合がありますので、最新情報は村ホームページからご確認ください。



村HP

〈申し込み・問い合わせ〉総務課 総務係 Tel(67) 1111

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの人へ 税金・料金の猶予や減免を受けられる場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の休・廃止や、失業などの理由で国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの納付が困難な人は一定の要件に該当すれば、申請をしていただくことで支払いの全額免除や一部減額をできる場合があります。詳しくは各問い合わせ先にご相談ください。

税金

「国民健康保険税」を全額免除または、一部減額できる場合があります

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った世帯→**全額免除**
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者の収入などの減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯→**全額または一部減額**
 - ・事業収入などのいずれかが、前年の当該収入に比べ3割以上減少
 - ・前年の所得の合計額が1千万円以下であること
 - ・減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること
- ※その他、減免の認定には各種要件があります。

■申し込み・問い合わせ

税務課 課税係 Tel (67) 2703

保険料

「後期高齢者医療保険料」を全額免除または、一部減額できる場合があります

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者→**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者の収入減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯に属する被保険者→**一部減額**
 - ・事業収入などのいずれかが、前年の当該収入に比べ3割以上減少
 - ・前年の所得の合計額が1千万円以下であること
 - ・減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

■申し込み・問い合わせ

健康推進課 医療保険係 Tel (67) 2704

保険料

「介護保険料」を全額免除または、一部減額できる場合があります

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯→**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者の収入減少が見込まれ、次の全てに該当する第1号被保険者→**全額または一部減額**
 - ・事業収入などのいずれかが、前年の当該収入に比べ3割以上減少
 - ・減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

■申し込み・問い合わせ

健康推進課 高齢者支援係 Tel (67) 2704

全国のモデルになる 中山間地域づくりを一緒にやりませんか

全国でも有名なゆず醤油の産地である高知県馬路村や、葉っぱビジネスの徳島県上勝町のような全国のモデルになる中山間地域づくりを目指す、熊本県農林水産部のスーパー中山間地域創生事業の対象自治体に南阿蘇村が採択されました。

南阿蘇村は景観や湧水などの資源が豊富です。それはこれまで、稲作や野焼きなどの活動を農家が1,000年以上続けてきたことから美しい景観や地下水が守られてきました。しかし、農家の高齢化が進み農業の担い手がこのまま減少していくと、10年後には多くの箇所が竹藪だらけになるなど美しい景観が保てなくなり、南阿蘇村を訪れる観光客が減っていく状態が容易に想像できます。

そうならないためにどうすればいいのか。皆さんと一緒に知恵を出し合っ、それぞれが出来ることをやっていくことで南阿蘇村の魅力はもっと磨き上げられると思います。

例えば、山際の農地にはイノシシもシカも食べないゴマ、エゴマ、ニンニク、ネギなどの農産物を栽培す

ることや、南阿蘇村の農産物を継続して買い支えていただいた人にはファン限定の特別な観光ツアーを企画するなど、**農業で稼げる仕組みを作り、後継者を育てることで美しい景観の維持につなげ、農業と観光業がお互いに儲かる仕組み作りをしていきたい**と考えています。

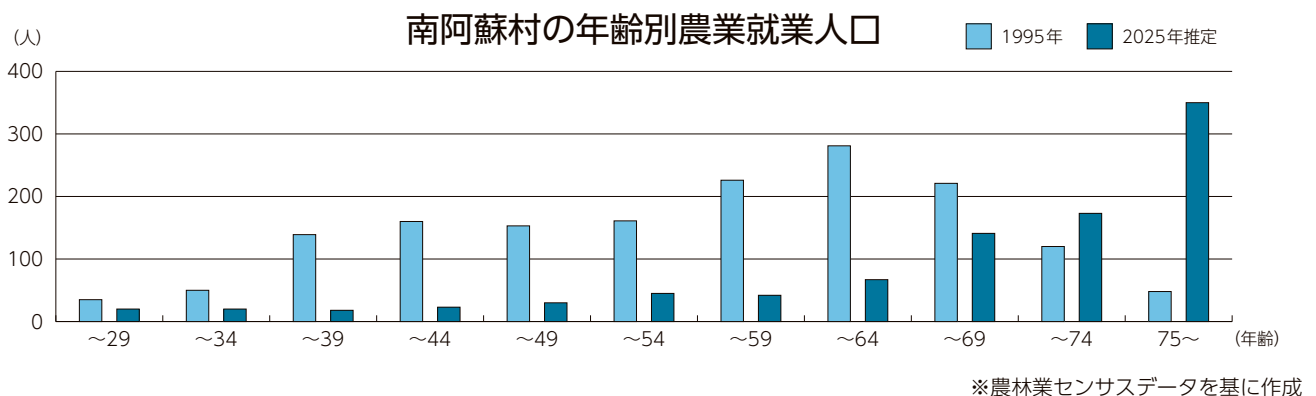
今年度は地域戦略の作成が中心となりますので、皆さんからいただいた意見をもとに具体的な事業計画を立てていきます。

つきましては下記の日時で、**意見交換会をおこないます**ので、多くの人の参加をお待ちしています。農業や観光関連の仕事をしている人をはじめ、南阿蘇で何かをやりたいと思っている人、子ども連れでの参加はもちろん、子どもたちの自由な意見もお待ちしています。

※Zoomでのオンライン参加も可能です。

※参加が難しい人はメール、FAXなどでもご意見をお寄せください。

- 日時 8月17日(火) 午後7時から
- 場所 南阿蘇村役場 大会議室
- オンライン参加 8月16日までに y-michiya@vill.minamiaso.lg.jp にメールをお願いします
招待のURLを送ります
- 問合せ先 農政課 (山戸、山村、山田) Tel (67) 2707 Fax0967 (67) 2095



地産地消実証事業をおこないます

この事業の一環として、地元の農産物をお客様に提供したい飲食店や宿泊業のニーズ調査、南阿蘇で提供可能な農産物のリストアップ、配送までを含めた実証事業をおこないます。

興味のある観光事業者や農業者の皆さんは農政課の(山戸、山村、山田)までご連絡ください。Tel (67) 2707

くらしの告知板

Life Information

各課の電話番号 (市外局番0967)

■南阿蘇村代表 …………… (67)1111	■子育て支援課『みなっこ』…… (67)2715
■総務課 …………… (67)1111	■税務課 …………… (67)2703
■政策企画課 …………… (67)2230	■会計課 …………… (67)2701
■産業観光課 …………… (67)1112	■水・環境課 …………… (67)3176
■議会事務局 …………… (67)1553	…………… (65)8121
■農政課 …………… (67)2706	■建設課 …………… (67)3178
■農業委員会事務局 …… (67)2707	■教育委員会事務局 …… (67)1602
■住民福祉課 …………… (67)2702	
■定住促進課 …………… (67)2705	
■健康推進課 …………… (67)2704	

南阿蘇村ホームページ

<http://www.vill.minamiaso.lg.jp>



南阿蘇村に賃貸住宅の建設をお考えの人へ 賃貸住宅整備促進助成金の募集を開始します

村民の人口流出を防ぎ、定住者を確保することを目的として、子育て世代向け賃貸住宅を建設される人へ、共同住宅および長屋の場合、最高200万円/戸、戸建住宅の場合、最高300万円/戸を助成します。

詳しい助成対象の条件などは村ホームページをご覧ください。定住促進課にお問い合わせください。

■問い合わせ

定住促進課 Tel (67) 2705



村HP

爆音機の使用について のお願い

野生鳥獣による農作物被害は、被害農家にとっては痛切な問題となっており、鳥獣害防止対策として、様々な技術の利用が試みられています。

それらの技術のひとつとして爆音機なども使用されていますが、その反面、騒音に対する苦情が発生しています。

爆音機をやむを得ず使用される場合は、「爆音機使用に関する届出書」を提出してください。また、良好な生活環境および農業生産活動を両立させるために次のことに配慮してください。

- 早朝・夜間の使用は控えること
- 使用期間は必要最小限にすること
- 爆音機の間隔をあげて設定すること

■問い合わせ

農政課 Tel (67) 2706

水・環境課 Tel (67) 3176

ひきこもりに関する 出張相談会

一人で悩まず、一緒に考えませんか？

■対象者

概ね18歳以上の本人や家族、その支援者

■期日

令和3年9月1日(水)

■場所

阿蘇保健所(阿蘇市一の宮町宮地2402総合庁舎内)

■申込み

事前に、以下の問い合わせ先へ電話にて予約してください

■問い合わせ

熊本県ひきこもり地域支援センターゆるここ

Tel 096 (386) 1177

熊本市東区月出3丁目1-120

(熊本県精神保健福祉センター内)

■問い合わせ先受付時間

月曜・火曜・木曜(祝日を除く)

午前9時から12時

午後1時から3時

林業体験 してみませんか？

阿蘇管内の市町村と林業事業者などで構成する阿蘇地域林業担い手協議会では、林業就業希望者が、

林業の実務を経験できるトライアル雇用事業を実施しています。

林業をやってみたいが不安がある人、まずは3日間だけ経験してみたいはいかがですか？

詳しくは、下記の事務局までお問合せください。

■研修内容

チェーンソーや林業機械などの実際の林業作業を3日間程度体験

■研修場所

阿蘇管内の林業地(研修の受け入れをしたい事業者があれば事務局にお知らせください)

■研修費用

無料

■条件

林業就業に必要な健康状態の人で、林業就業通算1年未満であり、阿蘇地域就業を希望する人または、林業就業に興味がある人

■問い合わせ先

阿蘇地域林業担い手協議会
(緒方・永里・遠藤)

(事務局:熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局林務課)

Tel (22) 2312



「子どもの人権110番」強化週間

学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待などの事案が、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間が実施されます。

■期間

令和3年8月27日(金)から
9月2日(木)までの7日間

■時間

午前8時30分から午後7時まで
土曜日・日曜日は午前10時から
午後5時まで

■「子どもの人権110番」専用相談電話

Tel0120(007)110

■相談担当者

人権擁護委員・法務局職員

■相談内容

いじめ、暴力、虐待、体罰などの子どもをめぐる様々な人権問題
※相談内容についての秘密は厳守します



大事なペットを迷子にさせないために

道に迷った犬や猫は自力では家に帰れません。雷や花火の音に驚いて逃げ出してしまうおそれもあります。

大事なペットを迷子にさせない

よう、犬はリードで繋ぎ、猫は避妊のためにも必ず室内で飼いましょう。また、鑑札や迷子札をつけたり、首輪の裏に名前や連絡先を記入しておきましょう。

もしペットが迷子になった場合は、水・環境課または阿蘇保健所に問い合わせてください。

■問い合わせ

水・環境課 Tel(67)3176
阿蘇保健所 Tel(24)9035

国のサポカー補助金のお知らせ

アクセルとブレーキの踏み間違いによる誤発進事故が問題となっています。この事故防止を目的として、65歳以上の高齢運転者に対する「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」に対する補助金(サポカー補助金)が実施されています。

現在お乗りの車に後付けで設置しても補助が受けられますが、本年8月末で申請受付は終了見込みです。積極的にご検討ください。

■問い合わせ

次世代自動車振興センター
Tel0570(058)850



第33回くまもと景観賞作品募集中!

くまもと景観賞は、郷土の素晴らしい景観づくりに貢献していただいた皆さんの功績を顕彰し、更なる熊本県の景観向上を目指すため、昭和63年から実施しています。

■表彰の種類

- ・くまもと景観賞
- ・部門賞(地域景観賞、緑と水の景観賞、広告景観賞)など

応募方法など詳しくは

[くまもと景観賞 募集](#) で検索!

■応募締切

8月27日(金)まで

■問い合わせ

熊本県都市計画課
Tel096(333)2522

非核平和自治体宣言のむら「南阿蘇村」

南阿蘇村では「非核平和自治体宣言」が平成18年に南阿蘇村議会で決議されています。

8月6日(金)は広島に、8月9日(月)は長崎に原爆が投下された「原爆の日」で、今年で原爆投下から76年目にあたります。

原爆の日には平和への祈りを捧げ、これからも私たち村民一人ひとりが平和について考えていきましょう。

■非核・平和南阿蘇村宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかし、地球上では地下核実験が強行されるなど、世界の核兵器開発は依然として続けられ、我々人類の平和と安全に多大な脅威と危険をもたらしている。

我が国は、世界唯一の被爆国として、また今日ある平和憲法の本質から、この地球上に広島・長崎の惨禍を絶対繰り返してはならないと訴えるものである。

従って、我が南阿蘇村は、核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず、の非核三原則を守り、国に対してもこの三原則の厳守を求め、全世界の恒久平和達成を目指すものである。

ここに南阿蘇村は、人間が人間として生き続けるために、「非核・平和南阿蘇村宣言」を決議する。

平成18年(2006年)9月27日
熊本県 南阿蘇村議会



6/11 高森高校オンライン海外研修



ミャンマーの同年代の女性とオンラインで交流する高森高校生

6月11日、高森高校でオンライン海外研修が実施されました。これは、南阿蘇村に新設されたイデアITカレッジ阿蘇の支援により、高森高校の3年生がカンボジアとミャンマーの日本について学んでいる若者とオンラインで繋がり、互いの国での暮らしや文化を学ぶことを目的としたもので、現地の人々と交流することで英語を実践的に使用する貴重な機会となりました。

6/17 南阿蘇村図書室へ寄付金をいただきました

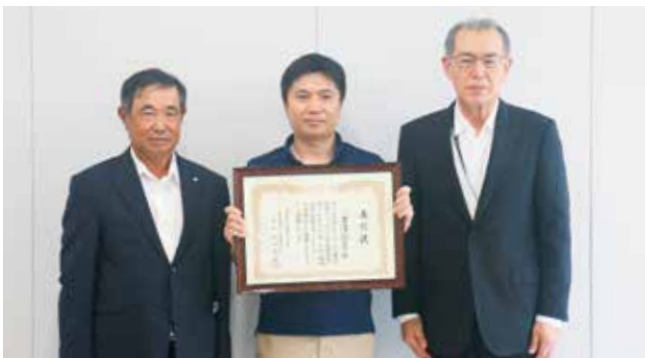


写真左から3番目、北口賢二さん

6月17日、役場村長室にて北口賢二さん（第八駐在）より、南阿蘇村図書室の図書資料購入にご理解を示され、子ども達をはじめ、村民に対する支援として多額の寄付金をいただきました。

いただいた寄付金は、南阿蘇村図書室の図書資料充実のために大切に活用させていただきます。ありがとうございました。

6/18 熊本県子ども会連合会表彰式の伝達式がおこなわれました



子どもたちの育成の功労を称えての表彰となりました

6月18日、南阿蘇村役場西会議室にて南阿蘇村子ども会育成者連絡協議会の笠野真喜会長から南阿蘇村子ども会育成者連絡協議会の古澤誠基副会長へ令和3年度熊本県子ども会連合会功労者表彰の伝達式がおこなわれました。

この表彰は育成者として地域の子どもの会活動に10年以上継続的に貢献した者へ送られる表彰となります。古澤さんは3村合併以前より子ども会との交流をおこなっており、合併後はシニアリーダーとして活動されています。

6/21 南阿蘇中学校が租税教育実践校に委嘱されました



阿蘇地区租税教育推進協議会長（高森町教育長）から委嘱状を受け取る南阿蘇中学校小柳校長

6月21日、南阿蘇中学校は、令和3年度の租税教育実践校として委嘱されました。これにより、南阿蘇中学校では教育課程において様々な租税についての学習が実施されます。

租税教育とは、小中学校の児童・生徒に対して、社会公共事業に対する理解を深め、租税についての正しい知識を養うとともに、遵法の間ををつちかうことにより、将来のより良い県民を育成するために実施されるものです。

6/21 南阿蘇村図書室へ寄付金と 図書の寄付をいただきました



写真左から3番目、小寺八郎さん

6月21日、役場村長室にて小寺八郎さん（第八駐在）より、亡妻の小寺久子さんが研究されていた専門書とともに図書室の発展・充実のために南阿蘇村図書室へ寄付金をいただきました。

いただいた貴重な専門書と寄付金は、南阿蘇村図書室の図書資料充実のために大切に活用させていただきます。ありがとうございました。

6/21 AKB48倉野尾成美さんのファンの 皆さまから寄付金をいただきました

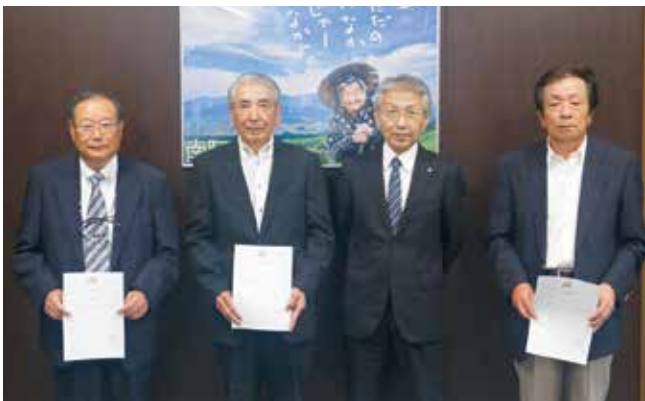


写真右、井坂功一さん

熊本地震復興チャリティーとして南阿蘇鉄道の貸切列車「なるみなみあそ号」を運行し、参加された倉野尾成美さんのファンの皆さまから集められた寄付金を6月21日、ファンを代表して井坂功一さんよりいただきました。

倉野尾成美さんは人気アイドルグループAKB48のメンバーで熊本県の出身。2019年の夏には南阿蘇村観光PR大使に就任され、県内外に南阿蘇村の良さを大きくPRしていただきました。その縁で倉野尾さんのファンと村の交流は今でも続いており今回の寄付に繋がりました。ありがとうございました。

6/28 「(株) あそ望の郷みなみあそ」 指定管理施設の監査役委嘱状交付式



村長を挟んで写真左から笠野次雄さん、下田裕二さん、中島正博さん

令和3年6月28日付で「(株) あそ望の郷みなみあそ」指定管理施設監査役に就任された笠野次雄さん（中松三）、下田裕二さん（下田）、中島正博さん（第四駐在）の3人に対し、役場村長室にて吉良村長より委嘱状が交付されました。

今後3年間、指定管理施設の「経営の健全化、会計及び財産の状況」など、効率的な運営について監査をおこなっていただきます。監査役の皆さん、3年間よろしくお願いたします。

7/1 みんなで支える明るい地域作り



阿蘇地区保護司南部分会・村更生保護女性会の皆さん

7月の「社会を明るくする運動強調月間」に伴い、社会を明るくする運動の啓発を目的として、7月1日に役場村長室で総理大臣と熊本県知事のメッセージの伝達式がおこなわれました。

この運動は、すべての国民がそれぞれの立場において力を合わせて犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な取り組みであり、非行防止や薬物の危険性などを訴える活動がおこなわれます。

移住定住促進に向けた支援施策のお知らせ

空き家・空き地バンク制度

南阿蘇村では空き家・空き地が増加傾向にあるため、これらを賃貸・売買物件として有効活用することを目的として「空き家・空き地バンク制度」を設けています。今後、定住支援員が集落を巡回し、お話をお伺いさせていただく場合があります。

もし、所有する物件の利活用をお考えの方は、お近くの定住支援員または南GO!!Station (役場庁舎西口横) までご相談ください。

空き家・空き地バンク制度とは？

- 登録料無料
 - 物件は「南阿蘇村移住サイト」で公開しています。
 - 物件所有者と移住希望者のマッチング (お見合い) をおこなっています。
 - 物件所有者と移住希望者のお互いが納得したら契約へ (契約には介入いたしません)
 - 契約後、家財道具などの処分、家屋改修についての補助金制度があります。
- ※条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

定住支援員制度

昨年度に引き続き、本年度も移住定住施策の一環として7人の定住支援員を任命しました。村に移住を希望する世帯、既に移住した世帯の人たちが安心して南阿蘇村で暮らせるよう、地域とのつなぎ役としてサポートするほか、空き家情報の収集を主な業務として取り組みます。

地域・行政・定住支援員の連携により、移住者のより良い暮らしを実現することは村の人口や伝統文化、地域行事を維持するために極めて重要なことです。移住は人生を左右する大きな決断です。不安を抱えている人が多いと思いますので、近所に移住される人がおられたら、地域で暖かくお迎えください。



- ・毎年固定資産税を払っているけど使わないなあ
- ・相続したけど管理が大変...
- ・ただ朽ちていくより誰かに使ってほしい

**そんなお悩みをお持ちの方にオススメです！
物件の有効活用をお考えください。**

「南阿蘇村移住サイト」で検索！ QRコードはコチラ ➡

※注 空き家・空き地バンクは、登録・紹介・案内のみとなります。



令和3年度 定住支援員 の紹介



河野 祐治
(一関一区)



荒木 昌造
(第六駐在区)



井上 智
(喜多区)



植山 弘美
(両併二区)



中林 円
(第一駐在区)



安達 英二
(中松三区)



瀬川 耕太
(喜多区)

みなみあそ観光局便り

夏休みの自由研究にも！

水のフシギを楽しく学ぶ「白川・あそ・たてのスタンプラリー」

南阿蘇村の白川水源を源流として熊本市まで流れる白川。その流域計5カ所にポイントを設置したスタンプラリーが始まりました！全ポイントの移動距離はおよそ50km、設置場所はそれぞれ熊本の水にまつわる施設となっています。

熊本県は国の名水百選に全国最多の8カ所が選ばれるなど、豊かできれいな地下水に恵まれた「水の国」です。特に熊本市は水道水源の100%を地下水で賄うなど、人口50万人以上の都市としては日本唯一、世界でも稀少な都市。その豊かな地下水を支える白川と阿蘇カルデラの水の循環、そして南阿蘇村で建設中の「立野ダム」をはじめ加藤清正が進めた治水の技術や歴史など、「クマモトの水」には驚きやフシギがいっぱいです。そんな「クマモトの水」について、スタンプを集めながら楽しく学ぶことができます。夏休みの自由研究テーマとしてもおすすめです。

今回のスタンプラリーは、各ポイントで絵柄が異なるスタンプが繋がっており、4つ集めると最後に1つの絵が完成します。さらに、完成した台紙を「南阿蘇観光案内所」か「立野ダム広報室」に持っていくと、「白川スペシャリスト」の認定証がもらえます。

スタンプラリーはどこからスタートしてもOK！今年の夏は親子で学ぶ、水の旅へ出かけませんか？

■スタンプ設置場所

- 白川水源 交流スペース (南阿蘇村白川2040)
- 立野ダム広報室 (南阿蘇村立野1596 旧立野小学校内)
- 鼻ぐり井手公園交流センター (菊陽町曲手436-1)
- 白川わくわくランド (熊本市中央区東子飼町8-55)
- 熊本市水の科学館 (熊本市北区八景水谷1丁目11-1)



スタンプ台紙に押した際のイメージ

※熊本市水の科学館と白川わくわくランドは同じスタンプです。どちらか1カ所を押してください。

※各施設の営業時間は事前にHPなどからご確認のうえ、お出かけください。

〈問い合わせ〉(一社) みなみあそ観光局 TEL(67) 2222

Part15 『みなみあそ減塩応援プロジェクト』

「みなみあそ減塩応援プロジェクト」とは？

南阿蘇村では、高血圧や脳血管疾患が多いことから、妊娠中からライフステージごとの保健事業のなかで減塩の普及啓発に力を入れて取り組んでいます。



集団健診を受診された人限定特典

特典① 集団健診を受けて、減塩食品をゲット！

JSH (高血圧学会) 減塩商品を健診終了後にお配りしています。

スマートミールとは健康長寿延伸にむけた「健康な食事・食環境」の認証制度



スマートミール弁当
提供：ランチ&カフェふわら

特典② さらに熊本健康アプリの登録をしてスマートミール弁当無料券ゲット！

詳しくは
ホームページをチェック



熊本健康アプリの無料ダウンロードはこちらから！※通信費除く



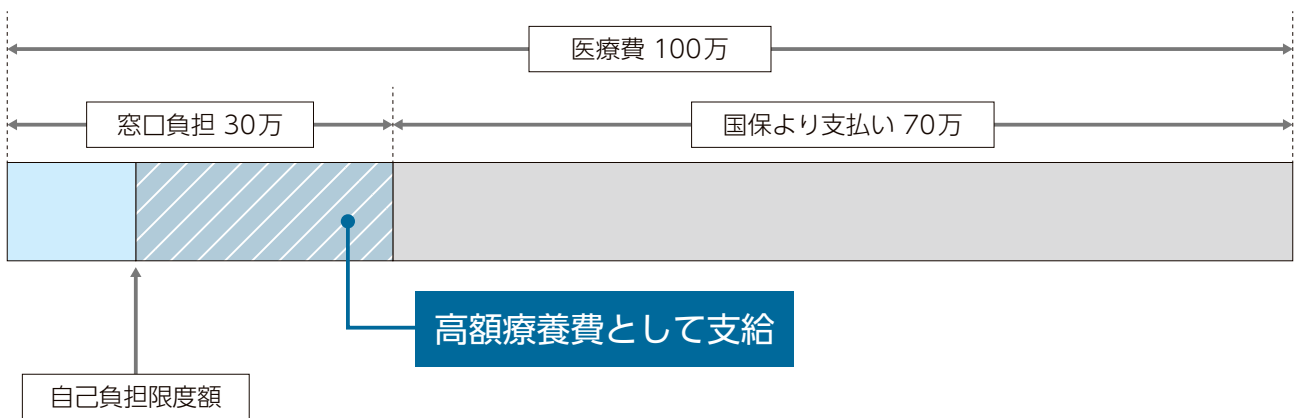
もっと健康!げんき!アップくまもと 検索

〈問い合わせ〉健康推進課 保健係 TEL(67) 2704

～医療費が高額になったとき～ 自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

- 1カ月の病院・薬局への支払額が、自己負担限度額を超えた場合に、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が支給されます。
- 自己負担限度額は年齢や所得区分、支給回数により異なります。
- 高額療養費に該当する人には、診療月の約2カ月後に役場から申請書を送付しますので、医療機関の領収書とともに提出してください。

(例) 100万円の医療費で、窓口の負担(3割)が30万円かかる場合



※個人・世帯の所得、年齢等により自己負担限度額は変わります。

【注意点】

- ①1人の被保険者について、月ごと・医療機関ごとに計算されます。
- ②同じ医療機関を受診した場合、入院・外来・歯科ごとに分けて計算されます。
- ③院外処方の調剤負担については、処方された医療機関と合算されます。
- ④入院時の食事代、差額ベッド代などの保険適用外の負担額は除きます。
- ⑤70歳未満の人は、同一世帯内で同じ月に21,000円以上の自己負担額を複数回支払った場合、それらを合算することができます。1つの医療機関で自己負担限度額に達していなくても、合算した窓口負担額が自己負担限度額を超えた場合は高額療養費の支給対象となります。
- ⑥70歳以上の人は、1円以上から合算の対象になります。

詳しくは、健康推進課医療保険係までお問い合わせください。

8月1日以降も、昨年度に引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な人は、再度申請をお願いいたします。

令和2年度
1人あたりの医療費
43万3千円

医療費のお知らせ

令和2年度の南阿蘇村国民健康保険被保険者の医療費は、1人あたりに換算すると、43万3千円でした。

平成30年度は38万4千円、令和元年度は42万7千円でしたので、**年々医療費が上昇傾向にある**といえます。特定健診を受診し、生活習慣病の予防や早期発見に努めましょう。

税務課からのお知らせ



固定資産税の 相続人代表者届出の提出のお願い

固定資産(土地・家屋)を所有している人が亡くなられた場合は、相続登記(所有権移転登記)が完了するまでの間、固定資産税の納税通知書などを受領する代表者を法定相続人の中から選出するための届出が必要です。

また未登記の家屋を相続した場合は、家屋名義人変更申立書の届出が必要です。

留意事項 ※届出後に土地および家屋の所有権の登記がされた場合は、この届出の効力は消滅し、翌年度から新たな所有者が納税義務者となります。

※この届出によって相続が確定するものではありません。登記簿の名義を変更するには、法務局への登記申請が必要です。

※未登記の家屋を未登記のまま相続する場合は、家屋名義人変更申立書と必要な添付書類(売買契約書など)を税務課固定資産税係へご提出ください。

家屋を新築・増築された人へ(家屋調査のお願い)

村内に住宅、店舗、納屋、車庫などの家屋を新築・増築された場合は、構造や使用資材などを調査し「固定資産評価基準」により評価額を算出したうえで、翌年度より新たに固定資産税が課税されます。

家屋調査が必要となる家屋については、登記所からの通知、所有者からの申し出などで把握しますので、ご協力をお願いします。

また、登記されていない家屋を滅失(取り壊しなど)された場合は、滅失届の提出が必要です。その他ご不明な点などは、税務課固定資産税係へご相談ください。

確定申告における領収書などの保存について

確定申告において、事業に関する必要経費や個人の医療費控除を受ける場合は、医療費などの領収書の提示または提出を求める場合がありますので、紛失されないように保存をお願いします。

※医療費控除については、「医療費のお知らせ」はがきを添付することができるようになりましたが、年末分が記載されていないことがありますので、領収書も必ず保存してください。(5年間保存する必要があります。)

〈問い合わせ〉税務課 TEL(67) 2703

『みなみあそ村 みんなのための 空き家セミナー』開催のお知らせ

空き家をお持ちの人や、ご自宅の将来に不安のある人など、多くの人に空き家の適切な管理の方法や相続問題について理解を深めていただくため、次のとおり、セミナーを開催いたします。

「空き家対策」は**早目の行動が大事**です。手遅れにならないためにも、お近くの会場で空き家対策についてみんなで考えてみませんか。

■参加者 家を所有されている人で、空き家や相続のことで問題を抱えていらっしゃる人

■参加費 無料

■参加の申込みやお問合せ

定住促進課 TEL(67) 2705 南GO!!Station TEL(67) 2255

空き家セミナー開催日程

講師をお招きし、セミナー後には無料の個別相談会も開催予定

第1回

8月20日(金) 午後1時30分から4時30分
会場:南阿蘇村役場2F 大会議室

第2回

9月24日(金) 午後7時から9時
会場:白水保健センター 多目的ホール&和室

第3回

10月16日(土) 午後1時30分から4時30分
会場:LOOPみなみあそ2F フリールームA
※3会場とも内容は同じです。

～退任のご挨拶～

人生は一度だけ！

夢を叶えて、美しい南阿蘇村に来て、本当によかった！

(任期：2018年8月16日から2021年8月15日)

皆さま、いつもお世話になってます。産業観光課インバウンド対策プロジェクト業務担当の黄ことへレンです。8月15日をもって任期満了なので、この場を借りて皆さまに感謝いたします。3年間本当にありがとうございました。

44歳から日本語を勉強して、憧れていた日本に来ました。東京で仕事をしながら、折角、日本に来たので一度は田舎暮らしをしてみたいと思うようになり、南阿蘇村地域おこし協力隊への応募をきっかけに、昔、教科書で見た「カルデラの村」に住み、仕事をすることができました。

協力隊の一年目は南阿蘇村観光協会で見学案内を担当し、二年目からは外国人観光客向けの「移動インフォメーションセンター」を始めました。そのなかで、台湾清華大学の学生を招いて南阿蘇村でロングステイをしながら観光、農業体験などもおこないました。残念ながらコロナの影響で外国人観光客が減り、三年目の業務はちょっと難航しましたが、アフターコロナの観光客回復を目指して中国語・台湾華語教室、多文化共生講座、World Food Festivalなどを企画、実施しました。微力ながら私なりに村の観光に協力したいとがんばってきた3年間でした。Always believe and never give up.

(産業観光課 インバウンド対策プロジェクト業務 黄雅婷)



南阿蘇村子育て支援センター わくわくひろば

Tel (65) 8580



子育て支援センター「わくわくひろば」は、4月1日にLOOPみなみあそ2階に移転しました。

「わくわくひろば」は、乳幼児から就学前のお子さんと保護者が一緒に遊べる、親子の交流や育児の情報交換の場です。毎月楽しい行事などをおこなっております。どなたでも無料で利用できますので、子育てに不安を感じたとき、一緒に子育てをする友だちが欲しいときなどお気軽にお越しください。

- 開設日時 毎週火～金曜日(祝日は閉所)
午前10時～午後3時
※第2土曜日、第4日曜日は開所します。
- 場 所 LOOPみなみあそ2階
大字河陰145番地3

8月行事予定(午前10時30分から)

参加の際には、必ず事前予約を!!

- 5日(木) 水源に行こう!
- 10日(火) 大きくなあれ!(身体測定)
- 12日(木) 紙芝居
- 19日(木) ふわふわスカーフで遊ぼう
- 26日(木) お話会
- 27日(金) かき氷を食べよう
- 4日(水)、11日(水)、18日(水)、25日(水) はプールの日



七夕飾りを作りました

〈お知らせ〉

※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、開所日時の変更や、行事予定の変更、中止の可能性があります。村ホームページ、またはわくわくひろばTel(65)8580にてご確認ください。

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「人権三法」について紹介します。



○人権三法とは

まず、人権三法とはどのような法律なのかを説明します。これは、2016年に施行された差別解消を図るための三つの法律を指します。この人権三法を構成している三つの法律はそれぞれ「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」と言います。では、この三つの法律について紹介します。

○障害者差別解消法

まず、障害者差別解消法についてです。この法律では障がいのある人もない人もお互いにその人らしさを認め合い、共生できる社会を作っていくことを目的としてできた法律です。具体的には行政機関や事業者が障がい者への「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を求めるといったものです。

○ヘイトスピーチ解消法

次に二つ目のヘイトスピーチ解消法について紹介したいと思います。まずヘイトスピーチとは何かを説明します。

ヘイトスピーチとは特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。例えば、(1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することを煽り立てるもの(2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの(3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のものなどは、それを見聞きした人々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、一人ひとりの人権

が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指すうえで、こうした言動は許されるものではありません。これを受けて、平成28年にヘイトスピーチ解消法が出来ました。

その内容はというと、本邦外出身者(日本で生活する外国人)に対する不当な差別的言動を許さないという法律です。このようなヘイトスピーチ解消法ですが、課題も存在します。それは、あくまで理念法であるがゆえに罰則を科すことが出来ないという点です。この課題を解消しない限り、ヘイトスピーチを根絶することはできません。

○部落差別解消推進法

最後に三つ目の部落差別解消推進法について紹介します。部落差別解消推進法とは、部落差別の解消の推進に関する法律の略称で、部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として国や地方公共団体の責務を定めた法律です。この法律はインターネット上での部落差別について初めて明記された法律です。しかしながら、いまだにインターネット上では被差別部落のリストや部落出身者の個人情報が出回っている状況です。この原因はやはり、部落差別解消推進法も理念法であるという点です。この状況を打破するためにも更なる法整備が望まれます。

○まとめ

今回は人権三法について紹介しました。この三法が出来たことであからさまな人権侵害は減りましたが、まだまだ課題も残っているというのが現状です。皆さんもこのような法律があるということを心にとめて日々の生活を送りましょう。

南阿蘇村商工会

花いっぱい運動を実施しました

6月17日に村商工会女性部の地域の美化活動、女性部活動のPRを兼ねて毎年恒例事業である、花いっぱい運動を実施し、村商工会女性部員9人が参加しました。

当日は村商工会白水本所に集合してプランターに花植えをおこない、部員店舗、各商工会本所支所、役場庁舎に設置しました。また、村内の福祉施設への慰問とプランター設置も併せておこないました。

商工会本所南側の窓にはニガウリときゅうりを植え付け、緑のカーテンを作り、夏の節電対策をおこなう予定です。プランターの色鮮やかな花が並び、とても明るい雰囲気となりました。



南阿蘇

消費者相談室から

Vol.100

お問い合わせ

南阿蘇消費者相談室 Tel (67) 2244
相談日 火曜・木曜日 午前10時～午後3時 南阿蘇村役場総務課
高森町消費者相談室 Tel (62) 1111
相談日 月曜・水曜・金曜日 午前9時～午後4時

新たな“もうけ話トラブル”に注意 —オンラインサロンで稼ぐ!?—

「オンラインサロン」という言葉を聞いたことはないですか？

オンラインサロンとは、インターネット上の会員制コミュニティを指します。

最近は主催者が独自にSNSのツールを利用してサロンを開発する独自型サロンによるトラブルが多く発生しています。

①インターネット上や友人・知人から勧誘される“もうけ話”はまず疑う！

もうけ話に関する情報がSNS、写真や動画の共有サイト・アプリなど、様々な媒体にあふれていますが、**確実にもうかる話はまずありえません。**

少しでも怪しいと思ったら安易に事業者に連絡しないこと。

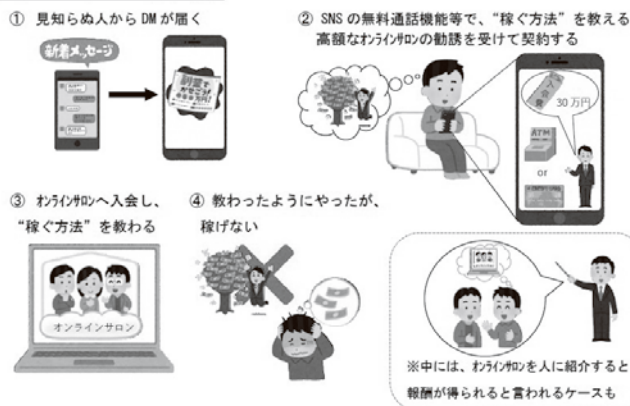
②人に紹介するよう言われたなど、話が違と思ったら、きっぱり契約を断ること！

③契約前に契約条件、契約内容を確認しましょう。トラブルに備えてSNSなどのやり取りの記録は消さずに残すこと！

特に運営事業者の連絡先がSNSのアカウントだけの場合、トラブル発生時に一切連絡が取れなくなる恐れもあります。こういった事業者なのか、会社名、住所、電話番号等の情報も確認するようにしてください。

困ったときには、お気軽にご相談ください。
契約前に、この記事が目にとまりますように！

トラブルのイメージ図（一例）





POLICE Information

電話で『お金』詐欺被害防止コールセンター通称「むさし安心コール」開設!

熊本県警では、「電話で『お金』詐欺」事件などの捜査過程で全国の警察が押収した名簿および電話帳の登載者に対し、熊本県警が委託した民間事業者のオペレーターが電話で注意喚起をおこなうことにより、「電話で『お金』詐欺」被害の未然防止および拡大防止を図り、安全・安心なまちづくりを推進することを目的として「むさし安心コール」の運用を開始しました。

オペレーターが皆さんの家に電話をかけ、「電話で『お金』詐欺」被害に遭わないための様々なアドバイスをします。

- 通称 「むさし安心コール」
- 電話番号 096 (327) 0634
- 運用期間 令和4年3月31日まで
- 運用時間 平日午前9時から午後6時まで

※「むさし安心コール」では貯金残高やキャッシュカードの暗証番号を聞くことはありません
 ※相談窓口ではありませんので、相談の場合は、「電話で『お金』詐欺」ホットラインTel096 (381) 2567までご相談ください

熊本県警察
「電話で『お金』詐欺」被害防止コールセンター
むさし安心コール
096-327-0634
(さぎ つうわで なくそう おーむさし)

7月5日 運用開始

- ◆むさし安心コールのオペレーターが、皆さんの家に電話をかけます
- ◆電話で『お金』詐欺の手法や被害に遭わないためのアドバイスをします

▲むさし安心コールでは、貯金残高や、キャッシュカードの暗証番号を聞くことはありません。絶対にありません。

▲むさし安心コールの名前をかたった詐欺の被害に騙されないよう、かかってきた電話番号をかたらず確認しましょう。

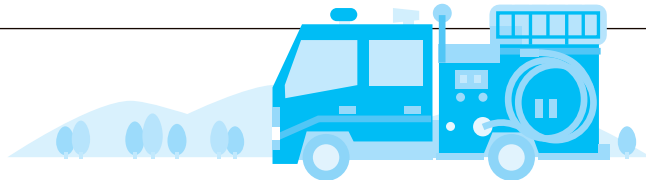
むさし安心コールは相談窓口ではありません
 (相談の場合は「電話で『お金』詐欺」ホットライン(096-381-2567)まで)
 対応している時間帯
 熊本県警察本部 治安安全課 電話相談係 (電話で『お金』詐欺) 対策室
 TEL: 096-381-2567 (内線番号 305, 305分)



★募集中★ 警察官採用試験申込み受付中 (8月20日まで) 詳しくは広報みなみ
 あそ7月号ポリスインフォメーションをご確認ください

〈問い合わせ〉 高森警察署 TEL (62) 0110

なんでも 南部分署



水の事故にご用心!!

これからの季節、海や川、プールなどで遊ぶ機会が多くなって、水の事故の発生が心配されます。今回は、水の事故で一番多い「おぼれた人を発見した時の対応」について紹介します。これらの事に気を付けて、楽しい夏休みの思い出を作ってくださいね。



【もしおぼれている人を見つけたら】

1. 大きな声で周囲の人に知らせる。
 多くの人の助けを求め、監視員に知らせるなど。
2. 119番通報し、救急車を呼ぶ。
 場所(目標物など)・今かけている電話番号・おぼれている人の詳しい様子など。
 ※消防署からは、救急隊と救助隊(2隊)の計3隊が出場します。
3. おぼれている人に声をかけ落ち着かせる。
 「もうすぐ救急隊、救助隊の人が来ます」など。
4. 身の回りにある水に浮くものを渡す。
 浮き輪やペットボトル、竹など。

【やってはいけない事】

慌てて一人で助けに行かない。
 助けに行った人が、水の中では体の自由が利かなかったために、一緒におぼれて死亡する事例が報告されています。

おぼれた時の合言葉
「浮いて待て」

〈問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL (62) 9034 火事・救急 119

参加者募集!

～温泉施設で夜ヨガ～ 日程変更のお知らせ＆新規参加者募集!

「阿蘇白水温泉 瑠璃」にて夜ヨガを実施中! 曜日が変更になりました。1日の疲れをほぐして安眠につながるリラックスヨガです。*身体が硬い人や、ヨガ初心者の方も無理のないやさしい講座です。若い方からご高齢の人まで男女問わず安心してご参加いただけます。レッスン前後に温泉に入ることできます(入浴料は参加費に含まれません)。

【日 時】 火曜日 午後8時～9時(60分) *月曜日から火曜日に変更

【場 所】 阿蘇白水温泉「瑠璃」集会室(みやまきりしま)

【参加費】 *クラブ南阿蘇会員:1,200円/回

*会員月謝制希望者:4,000円/月←月謝制がお得です☆

*月謝制の人は欠席の際にやさしいヨガに振り替えもできます。

*会員外:1,500円/回

【持参品】 ヨガマット(貸出有り:事前にお知らせください)

動きやすい服装、飲み物、タオルなど

☆単発のご参加の場合は予約制となっております(月謝制の人は予約なしで参加OK!)



～やさしいヨガ～ 実施中! 子連れOK!

【日 時】 火曜日 午前10時から11時15分(75分) 【場 所】 白水保健センター和室

【参加費】 *単発での参加希望者:1,200円/回

*クラブ会員月謝制希望者:4,000円/月←月謝制がお得です☆

*月謝制の方は欠席の際に夜ヨガに振り替えもできます。



～こどもとおやのよりどころ こどもヨガ ひだまりば～ 実施中!

楽しみながら身体の使い方(ボディイメージ)や気持ちのコントロール、集中力アップ、柔軟性や体幹、バランス感覚を身につけることができます。対話する時間も大切にその子一人ひとりの状態に合わせて対応いたします。

カラダとココロを育てる発達サポートヨガ 子どもも親もありのまま自分らしく。安心できる居場所を提供します。

【日 時】 月曜日 午後3時30分から午後6時30分(火曜日から月曜日に変更)

【対 象】 小学生から高校生(少人数でクラス分けしています) 【場 所】 講師宅または長陽中央公民館

【参加費】 クラブ南阿蘇会員 月謝:4,000円(初回体験無料!)

*毎週は参加が難しい、幼児のご参加希望など、ご要望があればお気軽にご相談ください。

【講 師】 「ひだまりYoga南阿蘇」浅尾

*詳しくは、クラブ南阿蘇事務局までお問い合わせください。

「ひだまりYoga南阿蘇」公式LINEからもお問い合わせやご予約できます→



参加者募集!

2021年度 第2回「南阿蘇ふるさと体験塾」追加参加者募集!

今年度も南阿蘇を巡る体験ツアーを実施中です(全3回)。

*3日目:9月26日(日) テーマ「暮らしと防災」

コース:地獄・垂玉温泉～京都大学火山研究センター

～高野台防災公園～旧長陽西部小学校防災学習

地元の防災について体験しながら学ぼう!

※追加募集します! 申込締切:9月10日まで!

【対象者】 南阿蘇村に在住の小学5年生と6年生

【参加料】 1人500円 ※小雨決行

【集合場所と時間】 長陽中央公民館 午前8時集合

詳細は、クラブ南阿蘇HPをご覧ください。

クラブ南阿蘇HPからもお申込みできます→



むらびと芸術館

肥後狂句(阿蘇御神火会)

ごみ袋 まあだ食わるる物ばかり
瞬く間 年金何処へ飛んだやら

気の利かん 団子で酒の飲まるるか
おしやりへしやり 片付きはせん大掃除

大橋開通 喜色满面涅槃像
得手不得手 補いながら暮らす日日

得手不得手 どっちもあつて丁度ええ
おしやりへしやり 親の介護は順番で

俳句(火の国俳句会)

梅の実の転がる路地や雨模様

海紅豆映して江津湖湛湛と

七色の雫を散らす七変化

実梅落つ寺苑のしじま深きこと

若竹やお前も俺も肥後もっこす

兼題(合歓の花)

一滴の雫にゆらぎ合歓の花

隠居家の庭に彩り合歓の花

句帳閉じまた開けて閉じ合歓の花

合歓の花仰げば遠く阿蘇涅槃

免の石落ちた空洞合歓の花

松山キヨ子

桐原 白酔

大塚はたる

倉石 晴代

松嶋よう子

藤本じゅん子

藤本 征男

菊池 蘇水

中島 敬吾

藤本じゅん子

菊池 蘇水

松嶋よう子

藤本 征男

中島 敬吾

肥後狂句

歳老いて 耳は遠いが近い下

阿蘇の山 涅槃観るなら我が里え
五岳其のまま我家から

短歌

一本の木に咲く紫陽花の色々ありて見る人多き

念願の辻井伸行全集を

草取る時も聞く老人

松山みなみ



皆さんの作品も掲載します

「広報 みなみあそ」では、団体加盟の作品の他、村民の皆さんの作品をお待ちしています。俳句や短歌、イラストなど、どしどしお寄せください!

〈提出日〉毎月5日締め切り

〈宛先〉〒869-1404 南阿蘇村大字河陽1705-1 南阿蘇村役場 政策企画課企画係

〈Eメールアドレス〉skikaku@vill.minamiaso.lg.jp

〈お問い合わせ〉政策企画課企画係 TEL (67) 2230

※作品を提出される際は、必ず「お名前」「連絡先」をご記入ください。

高森高校発信!! 南阿蘇検定(第5回)

高森高校2年の野脇渚未さん(高森町)が大好きな南阿蘇村の魅力を楽しく知ってもらいたいという思いから、総合的な探究の時間に「南阿蘇検定」を作成してくれました。ぜひ挑戦してみてください。

第9問

「あそ望の郷くぎの」にある水車小屋では、水車の動力を活かし、次のうちのどれをしているでしょうか?(ヒント:その場所にあっている使い方だね!)

- ① 水力発電 ② お米つきとそば粉ひき ③ アトラクション

第10問

南阿蘇鉄道の運行中の1両を1日1組限定で特別ダイヤにて運行できます。その時に自分でデザインをすることが出来るものがあります。それは何でしょうか?(ヒント:デザインした「それ」は持って帰ることができるよ)

- ① ヘッドマーク ② カーテン ③ 車両

※答えは9月号にて

第4回(7月号)の解答

第7問 ②「かなばあちゃん」 実際にいる人がモデルだそうです。趣味はフラダンスです。

第8問 ②「あじわい館」 あそ望の郷では、グルメ、ショッピング、スポーツ、観光などなんでもできます。

図書室だより

新刊情報！～新刊図書案内～

■一般

52ヘルツのクジラたち	【出版】 中央公論新社 【著者】 町田そのこ
魂手形	【出版】 KADOKAWA 【著者】 宮部みゆき
おじさんはどう生きるか	【出版】 中央公論新社 【著者】 松任谷正隆
元彼の遺言状	【出版】 宝島社 【著者】 新川帆立
ぼく モグラ キツネ 馬	【出版】 飛鳥新社 【著者】 チャーリー・マッケージ

■児童書

ぼくのあいぼうはカモノハシ	【出版】 徳間書店 【著者】 ミチャエル・エンラー
もりの100かいだてのいえ	【出版】 偕成社 【著者】 いわいとしお
かぜのうた	【出版】 ポリフォニープレス 【著者】 フィリップ・ジョルダーノ
どこからきたの？おべんとう	【出版】 金の星社 【著者】 鈴木まもる

利用者の読みたい本に少しでもお応えできるよう、リクエストや予約なども受け付けています。(要望にお応えできない本もありますので、ご了承ください。)

皆様のご利用お待ちしております。



役場庁舎の時間外出入口に時間外返却箱を設置しています。
土日・祝日などの返却時にご利用ください。

〈問い合わせ〉

南阿蘇村図書室 Tel (65) 8581
教育委員会 Tel (67) 1602

訂正とお詫び

広報7月号3ページ(吉良村政2期目の所信表明、施政方針記事)右段について、誤解を生む写真(白川水源イメー
ジ写真、コロナ禍前撮影)の使用がありました。

関係者の皆さまに深くお詫びいたします。

広報7月号裏表紙の人口欄について、世帯数の表記の誤りがありました。下記のとおり訂正してお詫びいたします。

(誤) 4,687 (+38) (正) 4,665 (+16)

おめでとうございます

〈敬称略〉

- ♥ 夫 宮本 啓示 〈吉田二区〉
- ♥ 妻 谷口 有季 〈吉田二区〉
- ♥ 夫 宮田海伊里 〈吉田三区〉
- ♥ 妻 高木 未夢 〈合志市〉
- ♥ 夫 古澤 有大 〈第四駐在区〉
- ♥ 妻 今村 優菜 〈第七駐在区〉
- ♥ 夫 獅子目竜一 〈下野〉
- ♥ 妻 宇宿 昌子 〈鹿児島県〉

こんにちは赤ちゃん

〈敬称略〉

〈 〉内は保護者・行政区
甲斐和ノ丞くん 〈照和・さとみ・白川区〉
佐藤 桂太くん 〈雅・悠・第七駐在区〉
後藤 翔歩くん 〈友昭・佳代・喜多〉
永野 瑤ちゃん 〈太一・菜摘・喜多〉

おくやみ

〈敬称略〉

〈 〉内は世帯主・行政区
下田十三男 71歳 〈本人・両併一区〉
下田 安喜 95歳 〈本人・両併一区〉
田上 義末 87歳 〈本人・白川区〉
草尾 末幸 83歳 〈本人・中松二区〉
甲斐レイ子 83歳 〈ひろみ・第六駐在区〉
山口 正見 74歳 〈本人・長野〉
中尾アヤ子 89歳 〈雄二・赤瀬〉

※戸籍届出時の住民登録に基づき記載しております。
(同日転入の場合は除く)

社協告知板

〈敬称略〉

次の方から南阿蘇村社会福祉協議会に寄付をいただきました。

香典返し

清田美保子・第六駐在 〈亡夫・清田泰之〉
甲斐ひろみ・第六駐在 〈亡母・甲斐レイ子〉
松岡みさ子・一関二 〈亡夫・松岡福永〉
宮崎キワ子・下野 〈亡義母・宮崎ヨシエ〉
中尾 雄二・赤瀬 〈亡母・中尾アヤ子〉
田上 絹代・白川 〈亡夫・田上義末〉







ありがとうございます

〈敬称略〉

寄付金

阿蘇久木野簡易郵便局

8 AUGUST 2021 南阿蘇カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1  南郷谷リハビリテーションクリニック 高森町高森 0967(62)3351	2 固定資産税(第2期) 国民健康保険税(第1期) 納付期限日 可燃ごみ 長陽	3 育児相談 (子育て支援課)	4 プールの日 (わくわくひろば)	5 7カ月児健診 (白水保健センター) 水源に行こう! (わくわくひろば)	6 可燃ごみ 白水・久木野	7
8  藤本医院 南阿蘇村中松 0967(67)0020	9  平田医院 高森町高森 0967(62)0216 可燃ごみ 長陽	10 大きくなあれ! (身体測定) (わくわくひろば)	11 プールの日 (わくわくひろば)	12 歯っぴい健診 (白水保健センター) 紙芝居 (わくわくひろば) 乳幼児のための おはなし会 11:00~11:20 (南阿蘇村図書室)	13 可燃ごみ 白水・久木野	14 開所 (わくわくひろば)
15  のむら内科クリニック 西原村小森 096(292)2250	16 可燃ごみ 長陽	17 可燃ごみ 白水・久木野	18 プールの日 (わくわくひろば)	19 ふわふわ スカーフで遊ぼう (わくわくひろば)	20 可燃ごみ 白水・久木野	21 みんなで楽しい おはなし会 14:30~15:00 (南阿蘇村図書室)
22 開所 (わくわくひろば)	23 集団健診 【特定健診等】 (白水体育館)	24 集団健診 【特定健診等】 (白水体育館)	25 集団健診 【特定健診等】 (旧久木野中体育館) プールの日 (わくわくひろば) えほんのくに 移動図書館 午前(ふらここ)	26 集団健診【特定健診等】 (旧久木野中体育館) お話し(わくわくひろば) えほんのくに移動図書館 11:00~(わくわくひろば) 乳幼児のためのおはなし会 11:00~11:20 (南阿蘇村図書室)	27 集団健診 【特定健診等】 (旧久木野中体育館) かき氷を食べよう (わくわくひろば) 村県民税(第2期) 国民健康保険税(第2期) 口座振替日	28 集団健診 【特定健診等】 (旧久木野中体育館)
29  阿蘇立野病院 南阿蘇村立野 0967(68)0111	30 可燃ごみ 長陽	31 4カ月児健診 (白水保健センター) 村県民税(第2期) 国民健康保険税(第2期) 納付期限日	9/1 ペットボトル 白水・長陽 不燃ごみ 久木野	9/2 可燃ごみ 長陽 不燃ごみ 白水 ペットボトル 久木野	9/3 可燃ごみ 白水・久木野	9/4
9/5  寺崎内科胃腸科クリニック 南阿蘇村白川 0967(62)0378	9/6 可燃ごみ 長陽	9/7 可燃ごみ 白水・久木野	9/8	9/9	9/10	9/11

各種行事やイベントなどは、新型コロナウイルス感染症の状況により急な変更の可能性があります。 発熱により医療機関にいかられる際には、必ず事前の電話をお願いします。

村人 197

人は村の宝

かわさき ひさし
川崎 久志さん (第四駐在)



愛犬のレオ君と一緒に写真を撮らせていただいたのは、久石の「プチペンションひまわり」のオーナー川崎久志さん。川崎さんは鹿児島県の出身、空き家を見つけてペンションに改修し2年前に南阿蘇村に移住して来られました。ペンションには南阿蘇村への移住を希望している人も多く来られます。川崎さん自身も南阿蘇村へ移住してきた経験から、移住希望者の気持ちや不安が分かるとのことで、様々なアドバイスや手助けをおこなったところ実際に何組もの移住に繋がり、村の人口増加に大きく貢献をされています。

「まず、村に人が増えないと将来の展望が見えてこない」と話される川崎さん。南阿蘇村の魅力や可能性などについても熱く語っていただきました。また「小さなペンションだから子ども連れのお客さんも受け入れることができる、子ども達に南阿蘇村の朝と夜を体験してほしい」と話され、南阿蘇村のファンが一人でも増えてくれたら嬉しいと笑顔で話されます。

人とのコミュニケーションを楽しみにされる川崎さん。南阿蘇村への移住をお考えの人は一度お話を聞かれてみてはいかがでしょうか。

Happy Birthday

お誕生日おめでとう 3さい



H30年
8月21日
生まれ

ばあば大好き♡

ますもと かの
益本 夏乃ちゃん (女)
第三駐在
保護者 / 豊さん・雪子さん



H30年
8月24日
生まれ

恐竜だいすき!
がお〜!

きりはら りく
桐原 史玖くん (男)
白川
保護者 / 健さん・ちえみさん

南阿蘇村 公式SNS運用中!!



←LINE
LINEメニューでの
受信設定を
必ずお願いします



←ツイッター



←フェイスブック

3歳の誕生日を迎えるお子さんを募集します

■応募方法 誕生月の前月5日(5日が休日の場合は5日以降直近の平日)までに、写真・一言コメント・お子さんの氏名と生年月日・保護者の氏名・連絡先を添えて役場政策企画課企画係までお申し込みください。

【お問い合わせ】政策企画課企画係 TEL(67)2230

編集後記

▶ 広報担当になってから毎月1つは特集をと自分で目標を立ててやってきましたが、コロナ禍ということもあり、そろそろ「ネタぎれ」。地域の面白い話題や偉人のお話などがありましたらご提供いただけますと嬉しいです。

▶ コロナの流行から2回目の夏。当たり前の夏(お祭り、花火大会、海水浴)を楽しめるのはもう少し先になるでしょうか。楽しむにしても節度を守って。

人口

南阿蘇村	男	5,023 (+1)
	女	5,332 (-1)
	計	10,355 (±0)
	世帯数	4,668 (+3)

令和3年6月30日現在 (前月比)